

# 商工会だより

令和5年10月  
隠岐國商工会 知夫支所  
Tel 8-2166 Fax 8-2373



## 10月から暮らしが変わっています！

10月から暮らしが変わる

買い物・サービス

食品4634品目が値上がり  
食用油や菓子をはじめとした品目が値上がりする  
酒税が改定  
ビールは値下がりする一方、「第3のビール」は値上がりする  
「ゆうパック」値上げ  
日本郵便は、ゆうパックの料金を平均で約1割引き上げる  
インボイス(適格請求書)制度導入  
取引先に正確な消費税率や税額を伝えるため、登録を受けた売り手が、税率ごとに区分した消費税額などを記載してインボイスを発行  
ステマ規制開始  
広告であることを隠して宣伝する「ステルスマーケティング」が行政処分の対象に

働く

最低賃金を引き上げ  
都道府県ごとに改定し、39~47円引き上げる。全国加重平均が43円増の1004円に  
「年収の壁」に支援策  
「106万円の壁」では、従業員の収入増や保険料負担を軽減する手当を出す企業に助成金

医療・その他

コロナ治療薬に一部自己負担  
全額公費負担だった新型コロナウイルスの治療薬が、上限3千~9千円の自己負担に  
生活保護費1人1千円加算  
物価高対策として、生活保護費が世帯1人あたり月1千円加算される

出典：朝日新聞デジタルより

## インボイス制度開始！ 対応できていますか？

インボイス制度に登録した方は適格請求書に関する決まりを今一度確認してください。免税事業者からの仕入も6年間は経過措置で8~5割の仕入税額控除を受けることができます。様子を見ている方、登録を悩んでいる方は裏面の資料をみて再検証してみましょう。

## 今年もあと2カ月！日計表の提出を！

スムーズで間違いのない申告業務にご協力ください。年末慌てないためにも早めにお持ちください。令和6年からは提出が極端に遅くなると追加で手数料を負担していただきます。詳細は一緒にお配りする手数料に関するお知らせをお読みください。



商工会の福祉共済がパワーアップ！  
同封のチラシをぜひご覧ください。

### 会員へのサービス

JOYMATE MEMBER'S SERVICE

サービスいっぱい  
ジョイメイトしまね!!

「ジョイメイトしまね」は、中小企業の福利厚生をしっかりとサポートしています。



1. 各種保健診断、人間ドック、鍼灸・マッサージに補助があります。
2. 慶弔給付金、災害見舞金を支給します。
3. 日帰りから海外旅行まで各種旅行の補助や各種チケットの割引・回転をおこないます。レジャー・宿泊・温泉施設なども割引料金で利用できます。
4. 資格取得試験受験料などの補助が受けられます。
5. 中小企業退職金共済制度や生活資金融資を紹介いたします。

## 島根県 最低賃金

令和5年  
10月6日から  
時間額

904円

前年比  
47円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

指導員巡回日のお知らせ：10月11月は下記の日程を予定しております。経営・資金繰り・補助金等様々な相談に応じますのでご予約ください。Tel 08514-8-2166 10/18(水), 25(水), 30(月) 11/8(水), 15(水), 22(水) お電話お待ちしております！

# 「一目でわかる！」 インボイス 発行・登録 どうする？

ほとんど  
全ての事業者に  
影響が  
あります！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

## インボイスって何？

インボイスは、取引のときに、売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません\*。



## どんな請求書なの？

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したものになります。

### ■ インボイス（適格請求書）

請求書		インボイス登録番号
(株) ○○○御中	令和5年8月31日 (株) ▲▲(T1234...)	
●年●月分		
●月▲日 ▲▲▲▲	3,300円	
●月●日 □□□□	21,600円*	
●月▼日 ▼▼▼▼	13,200円	
合計	116,560円	
10%対象	55,000円	内税 5,000円
8%対象	61,560円	内税 4,560円
※は軽減税率対象		

適用税率

適用税率ごとの消費税額

## 免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。

ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

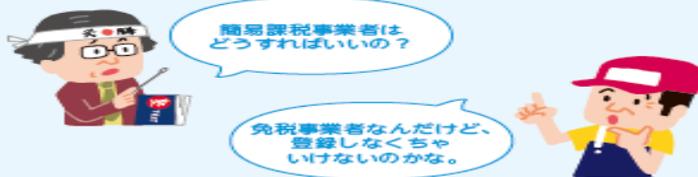
当初3年間  
令和5年10月1日～令和8年9月30日  
80%  
控除可能

次の3年間  
令和8年10月1日～令和11年9月30日  
50%  
控除可能

令和11年10月1日以降  
できません

## 登録するかどうかは選べる？

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。  
登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



### フローチャートでチェック！

YES →  
NO →

現在、消費税の課税業者  
消費税を申告納税している  
(本則課税・簡易課税)

登録申請の  
検討が必要  
(登録は任意となります)

取引相手は  
事業者が中心

取引相手は  
一般消費者のみ  
(領収書を必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。  
●取引先との関係 ●売上高の減少の可能性 ●消費税の納税額

登録する場合、  
2つの選択肢があります

売上が1,000万円以下であっても、  
インボイス発行事業者になると消費税の納入義務が生じます。

### 本則課税

売上高に対する消費税額から仕入にかかる消費税額を差し引いて納税する消費税額を算出します。

### 簡易課税

売上高に業種に応じたみなし仕入率をかけて、納税する消費税額を算出します。仕入時に支払った消費税額は影響しません。

登録しない場合、  
免税事業者のままいることも可能

